

## 逗子市道路反射鏡(カーブミラー)設置基準

### 第1 総則

#### 1 目的

本基準は、逗子市域のうち公道(国道、県道、逗子市道、横須賀市水道路)と逗子市道との交差点又は、湾曲部及び屈曲部など、見通しが悪いため交通事故のおそれがある場所を対象に道路安全補助施設(道路反射鏡)として設置する場合の基準を定めることにより、事務を適切かつ円滑に進めることを目的とする。

#### 2 設置基準

##### 2-1 逗子市道に設置する場合

- (1) 逗子市道が交差する公道及び一部私道(不特定多数の市民が利用する道)が通り抜けできる道路であること。また、自動車等の交通を阻害するおそれがないと認められる状況であること。
- (2) 湾曲部又は屈曲部において、自動車等の交通に必要な視距の確保できないと認められる状況であること。
- (3) 信号機が設置されていない交差点において、視距の確保ができないと認められる状況であること。
- (4) 隅切りをしていない交差点で、見通し視距の確保ができないと認められる状況であること。
- (5) 一時停止線が設置されていない交差点で視距の確保ができないと認められる状況であること。
- (6) 公共施設(学校施設等)の出入口で見通し視距の確保ができないと認められる状況であること。
- (7) 歩道内に設置する場合は、歩道幅員が1.5m以上であり、他に支障となる施設がないと認められる状況であること。
- (8) 電柱共架をする場合は、電柱所有者の許可が得られる見込みがあること。

##### 2-2 国道、神奈川県道並び横須賀市水道路に設置する場合

2-1の要件に加え、神奈川県又は横須賀市より占用許可が受けられるところに限る。

### 2-3 その他

市長が特に必要と認められる状況であるとき。

### 3 提出書類

- (1) 申請者は、設置希望場所の近隣住民等(近隣住民等とは関係住民、土地所有者を含む)の了解を得て、道路反射鏡設置要望申請書(様式一1)を提出すること。
- (2) 申請者は、私有地に設置を希望する場合は、土地所有者の理解を得て土地使用承諾書(様式一2)を提出すること。